

応用物理学会テラヘルツ電磁波技術研究会
若手優秀講演賞規程

第1条(名称)

本賞は、「応用物理学会テラヘルツ電磁波技術研究会 若手優秀講演賞」と称する。

第2条(規程の趣旨)

本規程は、公益社団法人応用物理学会 テラヘルツ電磁波技術研究会(以下、本研究会という)が若手会員に対して行う表彰に関して定めたものである。

第3条(表彰の目的)

本表彰は、本研究会の講演会/研究会に於いて、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文を発表した若手会員に対し「応用物理学会テラヘルツ電磁波技術研究会若手優秀講演賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。

第4条(表彰の対象)

表彰対象は本研究会の講演会/研究会で、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文(ポスターセッション論文を含む)を発表した応用物理学会細則に定める応用物理学会会員および分科会会員であり、かつ本若手優秀講演賞を未だ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。

- (1) 発表年月日以降の4月1日時点で満39才以下の者、ただし、産前・産後の休暇、育児休業の期間を考慮する
- (2) 論文の筆頭著者であること
- (3) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
- (4) 論文発表者で、表彰時に本条に定める会員外(相互協定を締結した外国学協会の会員、共催学協会会員、および細則に定めのない会員)の者は表彰対象としない。

第5条(受賞者人数)

本賞受賞者は、若干名/年とする。ただし、発表数の10%を超えることは出来ない。

第6条(受賞手続き)

1. 受賞者の選考は研究会委員長が委嘱した数名からなる「応用物理学会テラヘルツ電磁波技術研究会若手優秀講演賞」選考委員会が行う。
2. 選考委員会の委員が表彰の候補者となった場合は、委員または候補者を辞する、また委員と候補者に関係がある場合(指導教員と学生、家族、同一所属(部署)など)は該当する候補者の選考には加わらない。
3. 受賞者が決定されたときは、当該選考委員会委員長が研究会幹事会に選考の経過及び結果を報告し、承認を得る。
4. 研究会委員長は、受賞者決定後、速やかに本会理事会に報告するとともに該当者に通知し、ホームページに公示する。
5. 受賞者には研究会委員長名で表彰を行い、賞状(および記念品)を授与する。

第7条(費用)

本表彰にかかる費用は、テラヘルツ電磁波技術研究会予算内で賄う。

第8条(規程の制定および改正)

1. 本規程の改正は、総務担当理事の承認を得るものとする。
2. 関連規程の改正についても、総務担当理事の承認を得るものとする。

附則

2014年4月24日 応用物理学会総務担当理事承認

2023年11月6日 改正 総務担当理事承認